

# 住宅改修費の受領委任払い制度について【事業者向け】

居宅介護(介護予防)住宅改修費の給付は、これまで利用者が改修費用の全額を負担した後、保険者(加茂市)から保険給付分(改修費用の9割、8割または7割相当額)の支払を利用者に払い戻す「償還払い」により行っています。

令和6年8月1日から加茂市では上記に加え、「受領委任払い」での支給を実施します。

## 1. 受領委任払いとは…

住宅改修の施工事業者と利用者の合意のもと、施工事業者は利用者から対象となる住宅改修費用の1割、2割または3割相当額を利用者の負担分として受け取ったうえで、償還払いにおいて利用者に支払われていた住宅改修費用の9割、8割または7割相当額を利用者に代わり市から受領するものです。

これにより、利用者の一時的な経済的負担が軽減されます。

※利用者が受領委任払いを利用するときには、あらかじめ加茂市に「住宅改修費受領委任払い取扱事業者として登録された「取扱事業者」から住宅改修をしてもらう必要があります。

## 2. 受領委任払いの開始日

令和6年8月1日以降に事前申請をした住宅改修に係る住宅改修費について、受領委任払いによる支給を可能とします。

## 3. 住宅改修費受領委任払い取扱事業者の登録

事業者において受領委任払い制度を取り扱うためには、事前に加茂市への登録が必要になります。

登録を希望する事業者は、以下の書類を長寿あんしん課へ提出してください。

- (1) 住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録申請書
- (2) 住宅改修費受領委任払い取扱いに関する誓約書

取扱事業者の登録は令和6年7月16日から行うことができます。

取扱事業者については、長寿あんしん課窓口および加茂市ホームページ上で確認ができるようにします。

## 4. 住宅改修費受領委任払い取扱事業者の変更・廃止・休止・再開・辞退

登録内容に変更がある場合は、速やかに「住宅改修費受領委任払い取扱事業者変更届出書」により届け出を行ってください。

登録を廃止・休止・再開・辞退する場合には、「住宅改修費等受領委任払い取扱事業者廃止・休止・再開・辞退届出書」を長寿あんしん課へ提出してください。

## 5. 受領委任払いができる利用者の制限

利用者が次のいずれかに該当する場合、受領委任払いは利用することができません。

(事前申請後にいずれかに該当した場合は、受領委任払いによる支給ができなくなりますので、償還払いへ切り替えてください)

- (1) 介護保険料を滞納している場合
- (2) 介護保険料の滞納を原因とした給付制限を受けている場合
- (3) 事業所に対する支払時点で、要介護認定の申請中であるため、要介護度が決定していない場合
- (4) 事業所に対する支払時点で、病院等に入院または介護保険施設等に入所しているなどにより、改修する自宅に居住していない場合

## 6. 住宅改修費の支給限度基準額

住宅改修費の利用限度額は 20 万円までです。この額を超える部分の改修費用については支給対象となりません。(20 万円は対象となる改修費用の上限であり、支給の上限額は自己負担割合によって 18 万円、16 万円または 14 万円となります)

## 7. 受領委任払いの取扱い手順

受領委任払いを利用することについて取扱事業者と利用者との間で合意した場合、次の手順により手続きを行ってください。

- (1) 改修の内容について、利用者(家族)・ケアマネジャー等と取扱事業者の間で協議を行います。改修が利用者にとって必要であり、適切なものか確認をお願いします。
- (2) 改修の内容が決まったら、改修工事着手前に利用者へ次の書類を渡してください。利用者から長寿あんしん課で、必ず事前申請を行ってもらってください。利用者からの依頼により取扱事業者で申請の代行ができます。  
※利用者から依頼を受けた申請代行や書類作成については、取扱事業者の一任としますが事業者の責任のもとで行ってください。
  - ① 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前申請確認依頼書(受領委任払用)
  - ② 住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャー、福祉住環境コーディネーター 2 級以上の人などが作成したもの)
  - ③ 住宅改修の対象となる部分について確認できる工事費見積書及び内訳書
  - ④ 住宅改修前の状態が確認できる日付入りの写真
  - ⑤ 工事箇所が確認できる図面等
  - ⑥ 住宅の所有者が利用者本人でない場合、住宅の所有者の承諾書
- (3) 長寿あんしん課で事前申請の内容を確認し、改修を承認した場合に利用者に住宅改修承認通知書を発行します。取扱事業者においては、通知を受けた利用者から連絡を受けたうえで改修工事に着手してください。
- (4) 改修工事完了後、介護保険対象分の改修費用に 1 割、2 割または 3 割を乗じた額(1 円未満の端数は切り上げ)と、介護保険対象外分を利用者負担額として利用者から受領します。

※領収書は以下の例を参考に記載してください。

## 【「利用者負担額」の計算の例】

- 1円未満の端数は切り上げます。

例1) 対象となる工事費が45,678円の場合(1割負担利用者)

$$\begin{aligned}\text{利用者負担額} &= 45,678 \text{円} \times 1/10 \\ &= 4,567.8 \text{円} \\ &\doteq 4,568 \text{円}\end{aligned}$$

給付額 = 45,678円 - 4,568円 = 41,110円 が、取扱事業者へ振り込まれます。

- 同時に介護保険の住宅改修費の対象とならない工事を行った場合は、対象額の自己負担分に加えて、対象とならない工事費用のすべてを利用者の負担額とします。

例2) 対象となる工事が123,456円、対象とならない工事が89,123円だった場合(1割負担利用者)

$$\begin{aligned}\text{利用者負担額} &= 123,456 \text{円} \times 1/10 + 89,123 \text{円} \\ &= 12,345.6 \text{円} + 89,123 \text{円} \\ &\doteq 12,346 \text{円} + 89,123 \text{円} \\ &= 101,469 \text{円}\end{aligned}$$

給付額 = 123,456円 - 12,346円 = 111,110円 が、取扱事業者へ振り込まれます。

- 本人の介護保険の住宅改修費の対象残額(支給限度基準額)を上回る工事を行った場合は、対象残額を超える工事費用は、介護保険の住宅改修費の対象とはなりません。

例3) 過去に78,895円分の住宅改修工事を行い、給付を受けたことがある利用者に対し、住宅改修対象工事250,000円の改修工事を行う場合(1割負担利用者)

$$\begin{aligned}\text{支給限度基準額の残額} &= 200,000 \text{円} - 78,895 \text{円} = 121,105 \text{円} \\ \text{支給限度基準額を超える対象工事費} &= 250,000 \text{円} - 121,105 \text{円} \\ &= 128,895 \text{円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{利用者負担額} &= 121,105 \text{円} \times 1/10 + 128,895 \text{円} \\ &= 12,110.5 \text{円} + 128,895 \text{円} \\ &\doteq 12,111 \text{円} + 128,895 \text{円} \\ &= 141,006 \text{円}\end{aligned}$$

給付額 = 121,105円 - 12,111円 = 108,994円 が、取扱事業者へ振り込まれます。

## 【領収書の記載例】

(領収書の例：例2の場合)

領 収 証		□□ 年 月 日
〇〇 〇〇 様		
金 額	¥101,469-	
但し 住宅改修費の利用者負担額 (保険対象1割分12,346円、対象外工事89,123円)として 上記正に領収いたしました。		
		施工事業者名 印

(領収書の例：例3の場合)

領 収 証		□□ 年 月 日
〇〇 〇〇 様		
金 額	¥141,006-	
但し 住宅改修費の利用者負担額 (保険対象1割分12,111円、対象外工事128,895円)として 上記正に領収いたしました。		
		施工事業者名 印

(5) 利用者から利用者負担額を受領した後、次の書類を利用者に渡し長寿あんしん課で事後申請を行ってもらってください。利用者からの依頼により取扱事業者で申請の代行ができます。

※利用者から依頼を受けた申請代行や書類作成については、取扱事業者の一任としますが事業者の責任のもとで行ってください。

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）
- ② 住宅改修に要した費用に係る利用者負担額の領収書
- ③ 工事費内訳書
- ④ 住宅改修後の状態が確認できる日付入りの写真

(6) 長寿あんしん課で事後申請の内容を審査した後、適当と認めた場合に利用者が受領を委任した保険給付分（9割、8割または7割）の住宅改修費の給付額を決定し、取扱事業者の指定口座に振り込みます。

※申請書類に不備があった場合や、工事内容に疑義が生じた場合は、支給決定通知書等の発送や事業者への支払いが遅れることがあります。

《お問い合わせ先》

加茂市役所長寿あんしん課介護保険係 加茂市幸町二丁目3番5号

電 話 0256-41-4032 (直通)      FAX 0256-53-4693

e-mail [kaigo@city.kamo.niigata.jp](mailto:kaigo@city.kamo.niigata.jp)